平成２４年（フ）第４３０９号
大阪市平野区喜連西４丁目５番43―101号
債務者　重田　久男
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６０号
大阪市淀川区野中南２丁目６番４号センチュリーマンション406号
債務者　福田　正美
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８８号
大阪府門真市大池町40番６号　ベルデハイツ大池305号、前住所大阪府枚方市茄子作北町33番３号
債務者　竹内　君江
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４００号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番２―102号
債務者　佐藤　篤史
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０１号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番２―102号
債務者　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３８号
大阪市生野区林寺３丁目３番８号
債務者　寺尾　敏志
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３９号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―313号
債務者　齋藤　隆三
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４６号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番１号　メゾンドール植田302号
債務者　倉津　栄一
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４８号
大阪府高槻市大畑町23番５号
債務者　脇田　智広
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３１６号
宮城県大崎市古川飯川字大隅120番地の２
破産者　株式会社丸新工業
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
仙台市宮城野区新田２丁目10番20号新田北町事務所102
破産者　有限会社エクセス
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
札幌市中央区南２条西６丁目７番地１
破産者　株式会社アローズ北海道
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５号
宮崎県日向市大字財光寺207番地１
破産者　モナコ観光株式会社
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５８号
仙台市太白区佐保山16番38号
破産者　大森慶一郎
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東638番地
破産者　橋口　弘安
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１０号
熊本県球磨郡相良村大字深水154番地
破産者　白石　孝治
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１１０５号
広島市安芸区矢野西６丁目13番23号、破産手続開始決定時の住所広島市安芸区矢野西１丁目７番５―110号
破産者　藤川　和宣
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
宮崎県日向市大字富高6222番地30
破産者　福田泰枝こと　金　　泰枝
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部